

公益信託前田清栄老人福祉基金

平成30年度 対象法人・施設に関するQ&A

Q1 社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）以外の非営利法人は対象となりますか？

A 今回の募集対象とはしていません。
(社団、財団、医療法人、協同組合などは募集対象外とします)

Q2 複数の施設を運営する法人とは、どのような法人ですか？

A 入所・通所による介護保険（老人福祉）事業を複数実施している法人とします。

【対象外となる例】

- ① 1か所の拠点（建物・敷地）で、特別養護老人ホームを運営しており、その中にデイサービスセンターを併設している（特養とデイで2つの施設とみなし対象外）
- ② 特定非営利活動法人で予算規模は小さいが、2か所でデイサービスを実施している（複数の事業所があるため対象外）
- ③ 小規模多機能型居宅介護を実施している。（通いの場としてはデイサービスと類似した機能がありますが、本助成の対象施設ではありません）
※ ただし、デイサービスに短期入所生活介護（ショートステイ）を併設している場合は、その施設の状況により対象とする場合があります。

【対象となる例】

- ① 1か所の拠点（建物・敷地）で、老人デイサービスセンターと障害者の通所事業を実施している（老人福祉分野以外の施設のため複数施設としてカウントしません）
※ただし、他分野の施設を複数経営し、事業・予算規模の大きい施設は、個別の審査内容により対象外となる場合があります。
- ② デイサービスと訪問介護事業を実施しているが、それぞれの拠点（事務所）が別である（訪問介護事業は施設とカウントしません）

※ その他判断を要するケースがあれば、本会までお問い合わせください。